

周南市監査委員 山下 敏彦

周南市監査委員 田村 勇一

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果に関する報告は、平成27年12月14日に決定し、同日議長及び市長等に提出しましたが、平成27年12月18日に議会報告を済まされたことから、今回の公表となりました。）

1 監査の対象

建設部

住宅課、道路課、河川港湾課、建築課

2 監査の範囲

平成27年4月から平成27年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成27年9月16日から平成27年12月14日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、備品の管理状況について、一部を抽出する方法で実査を行った。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。なお、指摘事項

の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

住宅課

(1) 収入事務

ア 行政財産の目的外使用料の算定について、計算に誤りのあるものがあった。

イ 行政財産の目的外使用料の調定書及び納入通知書について、納期限の記載のないものがあった。

道路課

(1) 収入事務

ア 道路占用料、法定外公共物占用料及び行政財産の目的外使用料の調定書及び納入通知書について、納期限の記載のないものがあった。

(2) 契約事務

ア 不動産鑑定評価業務について、契約事務規則に基づく手続きが行われていないものがあった。

河川港湾課

(1) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登録のものがあった。

建築課

(1) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登録のものがあった。